

公取委が巨大IT企業の取引実態を調査

◆取引の実態を調べて不公平な取引がないかをチェックする

2019年2月に公正取引委員会は、インターネットを介してアプリや商品を販売するアプリストアやオンラインモールを運営する事業者の取引実態の調査を始めた。具体的には、グーグルやアップルのアプリストアや、アマゾン、楽天、ヤフーなどのオンラインモールを利用、または利用申請をしたことのある事業者にアンケートサイトで回答してもらう形で2月27日から3月26日まで調査した。

インターネットを使ったアプリや商品の販売は社会に浸透し、利用者の利便性を高めたが、その一方で寡占が進み、サービスを提供する巨大IT企業が取引先に不当な圧力や不利益を与える懸念、つまり不公平な取引を行う懸念も高まっている。この問題も含めて、政府は18年12月から巨大IT企業に対する規制の在り方の検討を始めた。今回調査は、その検討のための資料の一つとなる。

◆個人情報保護や課税などの他の課題への取り組みにも重要な実態の調査

巨大IT企業に対する規制を考える時の課題はほかにもある。たとえば個人情報の保護である。EUは18年5月から一般データ保護規則（GDPR）で全ての個人データの保護を基本的人権と位置付け、規制を大幅に強化した。米国では18年12月にフェイスブックが巨大IT企業に利用者情報へのアクセスを認めていたことが報道された後、全米規模でプライバシー保護の枠組みを確立する立法を検討する動きが出ている。課税も重要な課題である。英国は18年12月に巨大IT企業の利益ではなく自国内での売上高に課税する新税を20年から導入すると発表した。同様の課税をEUも域内に拠点のない巨大IT企業に検討しているが、低税率を企業誘致に活用しているアイルランドなどが導入に難色を示している。

IT企業が巨大になり過ぎたことで起こる弊害を是正するには、まず現状把握が大切である。公正取引委員会の今回調査で多数の回答が集まり、取引の実態が判明し、問題が明らかになれば、適切な対応も検討しやすくなる。今回の手法が成功すれば、他の課題に対してもよい成功例になる。今後の動きを見定めるうえでも、調査結果とその結果に基づく対策が注目される。

【藤井和則】